

競争ルールの検証に関するWG（第38回）に関する追加質問事項

1 新規契約に占める端末とのセット販売の比率は、ソフトバンク単独の数字なのか、ワイモバイルやLINEMOを含めた数字なのか？

ソフトバンク単独の場合、ワイモバイル等を含めた数字を開示いただけないか？

（北構成員）

（ソフトバンク回答）

※本回答（赤枠）については「構成員限り」としていただくようお願いします。

5 MVNOに係る事業法第27条の3の0.7%の基準見直しについて、競争上の観点からどのように考えるか。

仮に現行の0.7%が適当と考える場合、そのように考えられる根拠は何か。

（佐藤構成員）

（ソフトバンク回答）

本条項の立法趣旨（消費者保護観点を含む市場の健全化）を鑑みれば、本来、事業規模によらず対象サービスを提供している事業者全てに適用されることが原則と考えています。

現行の基準（0.7%）については、事業法改正当時、利用者の数が100万（割合換算で約0.7%）に満たないMVNOに一定の配慮を行ったものと理解していますが、現行基準を見直すような市場環境の変化は起こっていないと思われるため、見直しの必要性はないと考えます。

以上